

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会感染症の予防及びまん延の防止のための指針

令和6年3月26日制定

吉岡町社会福祉協議会指定介護予防支援事業所、吉岡町社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「介護事業所」という。）において、利用者の健康と安全を守るため平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、必要な処置を講じなければならないため、感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、事業所に勤務する職員（以下「従業員」という。）が感染症の予防とまん延の防止について適切に理解し、本指針に基づき業務に取り組むこととする。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び従業員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染対策委員会（以下「委員会」という。）に関する事項

おおむね6カ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

委員会の開催にあたっては、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(1) 委員会の委員は、次のものをもって組織する。

- ア 管理者（委員長）
- イ 管理職（感染防止責任者）
- ウ 地域包括支援センター担当職員
- エ サービス提供責任者
- オ その他、委員長が必要と認める者

(2) 関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行うことも差し支えないものとする。

3 平時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努めるものとする。

4 発生時の対応

(1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。感染対策委員会はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2) 速やかに行政へ報告する。

(3) 感染拡大の防止について、行政、保健所からの指示に従い、協議する。

(4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業者として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者又はその家族等が閲覧できるよう事業所内に備え置くとともに、法人のホームページ上に公表する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。